

秋田市公衆浴場法施行条例一部改正（案）についての
意見募集の結果について

期間 令和3年10月1日から令和3年10月31日まで
提出者 1名
件数 1件

提出者	意見の要旨	市の考え・対応
1	公衆浴場の業者から聞き取りを行うだけで十分と思われるがいかがか。	公衆浴場の業者だけでなく、利用者の視点も必要と考え、広く意見を募集したものです。